

暴言・暴力・迷惑行為への対応について

当院では、患者様と病院職員の安全を守り、適切な治療を行うことを第一に診療を行っております。次のような迷惑行為、それらに準じる行為を認めた場合は、強制的な退院や退去、警察への通報等の措置を講じる場合がありますので、予めご了承ください。（他人に損害を与えた場合は、法律上の賠償責任が生じることがあります。）

患者様と病院職員との信頼関係を築き、当院での安全・安心を守る措置であるため、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 他の患者様や病院職員等に暴力行為があつた場合、またはその恐れがある場合
2. 大声、暴言または脅迫的な言動により病院業務を妨げる行為
3. 解決し難い要求を繰り返し行い、病院業務を妨げる行為
4. 他の患者様や病院職員等に対し、セクハラ行為をした場合
5. 理由なく建物・敷地内に立ち入り、注意しても退去しない場合
6. 医療従事者の指示に従わない行為（飲酒・喫煙・無断外出・無断外泊）
7. 病院の機器、備品、設備を故意に破損・損傷させる行為
8. 凶器、爆発物、その他危険物を所持し、またはこれらの物を持ち込む行為
9. 敷地内において、許可なく写真、動画の撮影、録音をする行為
10. その他、病院長が施設の保全および秩序の維持ならびに業務・診療の遂行に支障を生じさせる行為と判断した場合